◎よくあるお問い合わせ

～教育･保育施設について～

(1)教育･保育給付認定に関すること

Q	共働きで保育所と幼稚園を併願しようと考えています。どのような教育･保育給付認定申請をすればいいですか。

共働きで2号認定の要件に該当する場合でも、1号認定を受けて幼稚園を利用することができます。
まず2号認定の申請をして2号認定を受けていただき、その後の保育所の入所選考の結果、保育所に入所できず、幼稚園を利用することになった場合に、1号認定の申請をしてください。

Q	認可外保育施設や一時預かりを利用しようと考えているのですが、その場合も教育･保育給付認定を受ける必要がありますか。

教育･保育施設である、新制度の幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用を希望する場合に教育･保育給付認定の申請が必要となります。よって、認可外保育施設や一時預かり事業を利用する場合には、教育･保育給付認定の申請は必要ありません。(企業主導型保育施設など、一部の認可外保育施設では教育･保育給付認定が必要な場合があります。必要かどうかは各認可外保育施設にお問い合わせください。)
なお、認可外保育施設や一時預かり事業を利用する際に保育の無償化を受けるには、別途「施設等利用給付認定」を受ける必要がありますのでご留意ください。

(2)保育料に関すること

Q	公立･私立といった区分により保育料に違いはありますか。

保育料に違いはありません。ただし、保育料以外にも費用がかかる場合がありますので、保育料以外の費用については事前に各施設へご確認ください。

Q	現在保育所に通っており、保育料がかかっています。年度の途中で3歳の誕生日を迎えましたが、翌月からの保育料に変更がありません。無償にはならないのでしょうか。

保育料は年度当初の年齢に応じて決まるため、誕生日を迎えたことによる変更はありません。ご質問の場合、翌年度の4月より保育料無償化の対象となります。

(3)保育施設等の利用申込みに関すること

Q	利用申込みによる入所(園)は先着順ですか。前年から待機となっている場合は優先されますか。

丸亀市では「保育施設等利用調整基準」に基づき、入所選考を行っていますので、申込みの順番や待機の実績等は考慮されません。ただし、申請時期(一斉申込期間内での申込みと、期間外の随時申込み)によっては差が出ることがあります。(一斉申込期間内での申込順による優先順位はありません。)

Q	保育施設等への2号･3号認定児の入所(転所)申込みはどこでできますか。

丸亀市役所、綾歌市民総合センター、飯山市民総合センターの3か所で受け付けています。各保育施設では受け付けていませんのでご注意ください。

Q	入所(園)保留となった場合は、改めて保育施設への入所(園)申込みを行う必要がありますか。

申込みは、原則令和10年3月31日まで有効となりますので、改めて申請を行う必要はありません。(求職中など期間限定での申込みは、教育・保育給付認定の更新手続きが必要となります。)

Q	今は仕事をしていないのですが、保育施設等に子どもが入所(園)してから仕事をしたいと考えています。その場合でも、入所申込みはできますか？

これから、仕事を探そうとしている場合でも、「求職中」として保育施設の申込みをすることは可能です。ただし、入所選考時に用いている「利用調整基準」では、就労中や就労予定(就労することが決まっている)の人と比べて優先順位は低くなります。

Q	現在、育児休業中で今後子どもを保育所に預けて職場復帰したいと考えています。入所申込みはできますか？

育児休業より復帰する日の属する月の前月1日からの保育施設等の利用を希望することができます。
入所(園)申込みについては、利用を希望する月の前々月末日(当該日が市の休日となる場合は、当該日前の直近の市の休日でない日)までに必要書類をご提出ください。
なお、入所(園)となった場合には、入所(園)した月の翌月末までに職場復帰が必要となり、復帰していない場合は退所(園)となることがあります。

Q	利用申込みを行う際の入所(園)希望施設について、複数施設を書くよりも第1希望施設のみを書いた方が優先されますか。

記入施設数が優先度に影響(第1希望施設のみを記入しているため優先される、複数施設を記入しているため不利になるなど)することはありません。
ただし、記入している施設のみで利用調整を行いますので、第1希望施設のみを記入している場合は、その第1希望施設に入所(園)内定がなかった時点で、記入していない施設に空きがあったとしても入所(園)を待っていただくこととなります。

Q	第1希望以外の施設に内定し、入所(園)しました。今後第1希望の施設に空きが出た場合、年度の途中入所(園)はできますか。

改めて転所(園)の申込みをしていただくことで利用調整の対象となりますので、途中入所ができる場合もありますが、ならし保育も新たに必要になりますので、ご考慮ください。
なお、入所(園)内定後は転所(園)希望を取りやめ、転所(園)元の施設へ戻ることはできません。

Q	小規模保育事業の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればいいですか。

小規模保育施設卒園後も他の保育施設の利用を希望する場合は、新しい保育施設への入所(園)申込み手続きが必要となります。なお、小規模保育施設卒園児については、卒園時の利用調整は、調整点数を加えることにより卒園後の保育の円滑な利用を図っています。
幼稚園等の利用を希望する場合は各園へお問い合わせください。

Q	丸亀市に転入を予定しています。丸亀市の保育施設への入所(園)申込みはできますか。

丸亀市へ転入することを前提として、入所(園)申込みをしていただくことは可能です。ただし、入所(園)が決定した場合には、入所(園)月の1日に丸亀市へ住民登録を行っていることが必要となります。また、教育・保育給付認定については転入後の認定及び支給認定証の発送となります。

(4)その他

Q	認定こども園のメリットは何ですか。

保育施設へ子どもを預けるには、保育を必要とする事由(就労など)が必要となり、その事由がなくなった際には、原則退所(園)となります。そのため、保育所(園)に通っている場合は原則退所(園)となります。
しかし、認定こども園に2号認定(3歳以上)で通っている子どもに関しては、同こども園内で1号認定(教育時間の認定)に変更することで、引き続き同じこども園に通うことができますので、退所(園)や転所(園)等による環境の変化が少ないことがメリットであると言えます。

Q	保育施設等で食物アレルギーへの対応はしてもらえるのでしょうか。

アレルギーの内容や程度によって、除去食の提供を行う、弁当の持参を依頼するなど施設により対応が異なります。事前に入所(園)を希望する各施設へご確認ください。